

—— 社会保障部だより ——

岡山県医師会には、厚生労働省、岡山県、日本医師会から発出される様々な文書が届く。

ほとんどの文書は岡山県医師会から郡市地区医師会に伝達されている。

また、保険診療上の疑義、解釈などの文書も発出されている。会員の参考になると思われる項目を抽出して本欄で紹介する。

医師法第20条ただし書きの適切な運用について

この件は、医師法第20条ただし書きの解釈について、医師の診療を受けてから24時間を超えて死亡した場合に「当該医師が死亡診断書を書くことができない」又は「警察に届けなければならない」という誤った解釈がされ、在宅医療が勧められ、在宅医療を受ける患者が増加する状況下において、在宅等の看取りが適切に行われないケースが増えている。このような指摘を踏まえて、

①医師法第20条ただし書きは、診療中の患者が24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合は、改めて診察することなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものであるが、医師が患者死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診察していた傷病に関連する死亡であると判断できる場合には、死亡診断書を交付できる。

②診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診察していた傷病に関する死亡であると判定できない場合には、死体の検案をおこなうことになり、その際、死体に異状があると認められる場合には、警察へ届けなければならない。

日医から発出された文書であるが、在宅療養中の患者死亡について、診察後24時間を経過した場合であっても、診療中の傷病に関する死亡と判断されれば死亡診断書とすることは可能である。しかし、少しでも疑問がある場合は十分な検案を行い、異状があれば警察へ届け出るとするものである。

死亡診断と判断した根拠、死体の状況等は診療録に詳細に記載しておくことが好ましい。